

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程等の
一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第454号）概要

1 改正の内容

（1）労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和48年労働省告示第37号）の一部改正

- 改正法により、一定の建設物等に係る設置等の届出について定めている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第1項が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

（2）昭和58年労働省告示第62号（労働安全衛生法関係手数料令第5条の2第1項の審査のため職員を出張させる場合を定める件。以下「出張告示」という。）の一部改正

- 令第5条の2第1項においては、型式検定の対象器具を製造等する設備が、一定の基準を満たしているか否かを審査するため厚生労働省の職員を出張させる場合における当該型式検定の手数料の加算に関する規定が設けられており、職員を出張させる場合（※）を出張告示で定めている。
- 今般、改正令により、令第5条の2第1項の対象に、電動ファン付き呼吸用保護具が追加されたことに伴い、出張告示の規定においても、電動ファン付き呼吸用保護具を加えるもの。

※ 出張告示においては、以下のいずれかに適合する場合等に厚生労働省の職員を出張させることとしている。

- ・ 審査対象となる設備等が、過去に一定の基準に適合していると認めたことのあるもの以外のものであること。
- ・ 申請者が交付を受けた検定対象器具の型式検定合格証について、効力を失ったことがあること。
- ・ 申請者が、検定対象器具に係る業務について法令違反で刑に処されたことがあること。

（3）平成8年労働省告示第13号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める件）の一部改正

- 改正法により、一定の建設物等に係る設置等の届出について定めている労働安全衛生法第88条第1項が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

（4）インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具（平成24年厚生労働省告示第579号。以下「インジウム告示」という。）の一部改正

- 特定化学物質障害予防規則第38条の7第1項において、事業者は、インジウ

ム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場においては、作業環境測定の結果に応じ、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととされており、必要とされる呼吸用保護具の性能をインジウム告示で定めている。

- 現在、電動ファン付き呼吸用保護具の性能が要件を満たすか否かについては、日本工業規格上の試験方法によることとされているが、今般、電動ファン付き呼吸用保護具の規格を厚生労働大臣が定めることに伴い、当該試験方法を、電動ファン付き呼吸用保護具の規格上の試験方法へと変更するもの。

2 適用日

平成26年12月1日